弘前市長　様

誓約書

私はこの度、弘前市空き店舗活用事業費補助金交付申請を行うに当たり、弘前市空き店舗活用事業費補助金交付要綱第３条第１項の各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

また、弘前市空き店舗活用事業費補助金交付要綱第１４条に該当した場合、補助金の返還及び弘前市補助金等交付規則第１７条に定める加算金を納付することを誓約します。万が一、期限までに補助金の返還及び加算金の納付ができなかった場合は、保証人と連帯して納付するとともに、補助金及び加算金の納付後、弘前市補助金等交付規則第１８条に定める延滞金についても保証人と連帯して納付します。

記

補助金交付見込額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　弘前市空き店舗活用事業費補助金交付要綱第３条第１項各号及び第１４条全文

　（補助事業者）

第３条第１項

(1) 令和２年度及び令和３年度において納付すべき市税等を滞納している者

(2) 過去に弘前市空き店舗活用事業費補助金の交付を受けた実績を有する者

(3) 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成２４年弘前市条例第４号。以下「条例」という。）第２条に規定する暴力団をいう。）

(4) 暴力団員（条例第５条第２項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(5) 暴力団員と密接な関係を有するもの

(6) 前３号に掲げるもののいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人又はその団体

（閉店等における補助金の返還）

第１５条　市長は、補助事業者が第９条第６号に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を閉店し、若しくは移転したことが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助事業者及び連帯保証人に対して、当該店舗における営業が継続した期間を３年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割計算により算出し、期限を定めて、当該算出した額の返還及び規則第１７条に定める加算金の支払いを請求するものとする。ただし、補助事業者本人の責めに帰さない事由による場合は、この限りでない。

２　前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該補助金相当額及び加算金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

３　補助事業者は、補助金等の返還を命じられ、これを納付日までに納付しなかったときは、規則第１８条に定める延滞金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

以　　上

　　令和　　年　　月　　日　　誓約者　　住　所

氏　名

備考

１　補助事業者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。

２　氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合は、記名押印してください。